

# 労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要 ～労働安全衛生対策がより一層強化されます～



## 【ポイント】

### メンタルヘルス対策の充実・強化

- ・医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務づけます。
  - ・検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から労働者に直接通知されます。医師又は保健師は労働者の同意を得ずに検査結果を事業者を提供することはできません。
  - ・検査結果を通知された労働者が面接指導を申し出たときは、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。
- なお、面接指導の申出をしたことを理由に労働者に不利益な取扱をすることはできません。
- ・事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をしなければなりません。

### 型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

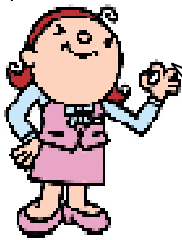
- ・特に粉じん濃度が高くなる作業をする労働者に使用が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を、型式検定及び譲渡の制限の対象に追加します。

### 受動喫煙防止対策の充実・強化

- ・受動喫煙防止のため、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務づけます。
- ・ただし、当面の間は、飲食店や措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を抑えるために一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務づけます。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）



## メンタルヘルス対策の研修会を開催いたします！！

- 開催日時：平成24年2月23日（木） 13：30～16：30  
会場：いきいきプラザ一番町 カスケードホール（千代田区一番町12）  
主催者：東京都労働保険事務組合連合会  
研修内容：① 会社が取り組むメンタルヘルス管理  
② 臨床からみたメンタルヘルス不調の現状と対応

※ 詳しくは事務組合までご連絡ください。

## 労災保険特別加入手続きが変更になります！

平成24年度分より「労災保険特別加入者の給付基礎日額の変更」について取扱いが変更になります。  
詳しくは事務組合までご連絡ください。

## 従業員数が100人以下の事業主の皆さま！！ 平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。

- ① 短時間勤務制度 ② 所定外労働の制限 ③ 介護休暇

※ 「所定外労働の制限」、「介護休暇」は、あらかじめ制度が導入され、就業規則等に記載されるべきものであることに留意してください。